

四万十市文化複合施設(仮称)管理運営実施計画(案)

概要版

令和2年12月 四万十市企画広報課

第1章 四万十市文化複合施設(仮称)整備にあたって(P.1~3)

管理運営実施計画の位置づけ

「管理運営実施計画」は、施設整備の考え方を定めた「四万十市文化複合施設(仮称)基本計画」(平成31年3月策定)及び管理運営の基本的な考え方を整理した「四万十市文化複合施設(仮称)管理運営基本計画」(令和2年3月策定)を踏まえて、実際の管理運営に向けて必要となる諸項目について、具体的な検討を進め、計画としてとりまとめるものです。

第2章 事業計画(P.4~12)

事業の考え方(基本理念と使命は基本計画・管理運営基本計画より)

[基本理念] : 未来を紡ぐ参加・交流・創造の拠点

[使命] : 「創り 観せ 紡ぐ」 「集い 賑わい 交流する」 「学び 育み 繋げる」

文化複合施設(仮称)は、場の開放だけでなく、四万十市で行われてきた活動をさらに発展させながら、新たな利用者・来館者を巻き込んだ活動を促進していくため、

主体となって積極的な事業や活動(場づくり)を行ってまいります。

年間事業計画

施設が主体的に事業を行う目的は、第一にはより多くの市民に文化芸術の魅力を届けることですが、その効果として、地域や世代間の交流の促進、新たなコミュニティの創出、豊かな心を育み活力ある地域社会を創出することに期待します。

事業区分	内容	実施頻度	利用施設
(1) 施設提供事業	市民等の自主的活動に対し、活動場所を貸出します		
施設提供	市民や活動団体、興行事業者等へホールや各室の貸出しを行う	通年	全施設
(2) 創造支援事業	市民の文化芸術活動に対し、より活動しやすくするための支援を行います		
文化活動支援事業			
相談窓口	市民や活動団体等への支援(企画・制作、広報、技術面など)	通年	全施設
人材バンク	市内や近隣で活動する文化活動人材・活動団体の登録と、イベント等に応じた紹介・コーディネート	通年	全施設
創造事業			
市民参加公演	市民参加でのコンサートや演劇作品等の公演	1作品(通年)	大ホール
(3) 参加・体験・育成事業	多くの市民が文化芸術活動を体験し、表現するための支援を行います		
文化芸術の幅を広げる活動			
アウトリーチ活動	教育機関や福祉施設などへのアウトリーチ活動	5回程度	外部施設
施設に親しんでもらうための活動			
フリーマーケット・マルシェ	フリーマーケットの開催	通年	駐車場
ロビーコンサート等	ロビーなどを利用した気軽に楽しめるコンサートなど	4回程度	ロビー/小ホールなど
バックステージツアー	通常は立ち入れない裏周りなどを含めた劇場体験	通年	全施設
ワークショップ	文化芸術への関心を高め、親しむための各種ワークショップの開催	通年	練習室など
ボランティア養成講座	継続的な講座を通じた、文化複合施設の運営に携わる市民人材の育成	通年	練習室/ホールなど
(4) 鑑賞・普及事業	優れた芸術文化作品の鑑賞機会を提供し、市内・幡多広域をはじめ広く来館者を集めます		
公演事業			
大規模公演	室内楽、ポピュラー音楽、演劇、ダンス、伝統芸能など、大ホールを利用した優れた作品の公演	1回程度	大ホール
小規模公演	音楽、演劇、ダンス、ミュージカル、伝統芸能など、小ホールを利用した優れた作品の公演(子ども向けの公演も含む)	2回程度	小ホール
その他事業			
鑑賞講座	公演に合わせて、鑑賞をより深めるための関連講座	2回程度	会議室など
市民企画後援	地域に活動拠点を置く文化芸術活動団体から事業企画を募集し、一定の基準を満たしたものに、実施に向けた各種の支援を実施	適宜	大/小ホール
共催・提携・後援公演	マスメディアや民間の興行会社などと共同した鑑賞機会の提供	適宜	大/小ホール
(5) 交流・情報事業	皆がいつでも立ち寄れる場所、市民にとっての「居場所」となります		
交流事業			
文化複合施設フェスティバル	様々な分野の文化芸術活動団体・個人による全市民的発表会の開催(市民参加、制作、運営により実施。他プロジェクトとの連携あり)	年1回	全施設
広報事業			
機関誌等の発行	広報誌やニュースレター等の発行	機関誌2回発行	-
Webページ等運営	WebページやSNSを活用した(facebook、twitter、Line等)広報活動	通年	-
情報・発信事業			
アニュアルレポート作成・発行	活動記録等を取りまとめるアーカイブ事業	1回発行	-
文化芸術ライブラリーコーナー	近隣地域や全国、海外などの文化芸術に関する情報の収集と提供	通年	ロビーなど
(6) 生涯学習事業	市民の教養の向上のため、生涯にわたる学びの機会を提供します		
講座事業・市民大学等	これまで既存施設等で行われてきた生涯学習事業の継続実施	現状同様	小ホール/会議室など

第2章 事業計画 (P.4~12)

広報活動計画

文化複合施設が、その使命にある「紡ぐ」「集い」「賑わう」を実現していくためには、広く市民に対して、施設や活動への理解及び共感を得ることが重要です。事業計画で示した機関紙の発行やWebページの運営・SNSの活用のほか、既存媒体等も含め、対象や時期を定めた複合的な広報活動を展開する方針とします。四万十市らしい情報発信も工夫します。

市民参加計画～官民協働の推進に向けて～

管理運営基本計画で文化複合施設が「設置者」「運営者」「市民（利用者）」という立場を超えた3者の接点となる「協働のプラットフォーム」となることを目指すよう示しています。文化活動を媒介とする新しいコミュニティ形成を目指し、その第一歩として、市民が施設の事業や運営に関わる機会を設けるよう、以下の枠組みの中で検討していきます。

【検討：市民参加の枠組み】

- ① 運営への参加：市民サポーター制度
- ② 事業企画・推進役としての参加：市民企画後援事業
- ③ 友の会制度
- ④ 利用者会議（仮称）制度
- ⑤ 運営審議会（仮称）

第3章 施設利用計画 (P.13~17)

利用規則

休館日	年末年始（12月29日～1月3日） ※臨時休館あり	開館時間	午前9時から午後10時 ※繰上げ・延長利用あり
利用受付時間	午前9時から午後5時	連続利用制限	諸室：連続14日間（2週間）
利用申込時期	室名	文化芸術活動利用	左記以外の利用
	大ホール・小ホール / 本番利用	15ヶ月前から1ヶ月前まで	14ヶ月前から1ヶ月前まで
	大ホール・小ホール / 練習利用	6ヶ月前から	5ヶ月前から
	展示室	6ヶ月前から	5ヶ月前から
	リハーサル室・スタジオ・練習室	6ヶ月前から	5ヶ月前から
	会議室・和室・創作室・調理実習室	6ヶ月前から	5ヶ月前から
その他のスペース *	3ヶ月前から	2ヶ月前から	

* 「その他のスペース」については、ロビーやホワイエ、駐車場などの一部を、例えば展示やフリーマーケットなどで専用利用できるよう想定しています。

施設使用料の考え方

【使用料金設定の考え方】

使用料金を定めていくにあたっては、既存施設及び近隣施設や類似規模施設の使用料金を参考にするとともに、市民団体ヒアリングでいただいた意見を踏まえて決定していきます。

一方で、文化複合施設を維持管理していくための経費は、その大半が市の予算により補われる見込みです。そのため施設利用者には、受益者負担の考え方を踏まえた適切な負担もお願いしていく必要があります。

■ 使用料金区分の考え方

- ① 施設利用者の居住地（市内・市外）などの違いによる使用料金の区分は設けない。
- ② 単純化しわかりやすい使用料金区分とする。（入場料金の違いによる料金差等が細かくなりすぎない効率的な設定）
- ③ 大・小ホール、展示室等の準備・練習に利用する場合の割引を設定する。
- ④ 大ホール1階客席のみの本番利用及び練習利用（舞台のみ使用）の場合の料金を設定する。
- ⑤ 大ホール利用時の楽屋（1室）は使用料金に含める。
- ⑥ 創造支援諸室（大・小ホール以外）は1時間ごとの料金設定とし、多くの方が利用できる機会を確保する。

【付帯設備・備品使用料】

- 付帯設備使用料
舞台照明設備、舞台音響設備等を使用する場合に発生する使用料です。催物や公演などの規模に合わせて廉価に利用できるセット料金などを計画していきます。
- 備品使用料
楽器、演台、大道具備品などを使用する場合に発生する使用料です。

【冷暖房料金】

利用者が寒暖に左右されず、快適に施設利用が行えるよう、冷暖房費は施設使用料に含めた設定とします。

【使用料金の減額・免除】

文化複合施設では受益者負担の考え方を基本としつつ、施設の使命実現に向け、例えば、市の文化芸術や生涯学習の発展への貢献が大きく期待できる活動等については、今後の検討課題とします。

第4章 施設運営計画 (P.18~23)

運営母体

指定管理者制度導入時の効果として、経験や専門性のある民間事業者のノウハウを活用することによる市民サービスの質の向上や多様化する住民ニーズへの対応、効率的な管理運営による経費節減が示されています。それを踏まえ、文化複合施設では民間事業者を指定管理者として指定する方向での指定管理者制度の導入を検討します。

ただし、指定管理者を選定する場合の公募の課題や、令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大による指定管理者制度への影響を踏まえ慎重に検討を行います。

【指定管理者制度の導入に向けての検討項目】

- ① 使用料金制または利用料金制の選択
- ② 指定期間
- ③ 適正な指定管理料の算定
- ④ 市民参加計画の推進方針
- ⑤ 評価の方法
- ⑥ プレ事業・開館記念事業の推進体制とスケジュール
- ⑦ 運営の継続性

組織体制

文化複合施設を運営する人材には、文化芸術の拠点としてホールなどの特殊な設備を備えた施設を安全かつ安定的に運営する役割と、交流と賑わいを生むまちづくりの拠点として官民協働のための市民活動コーディネートを担うという2つの重要な役割が求められます。

運営に必要な専門性と、十分な人員を確保できるよう、以下の条件で組織体制を想定します。

専門性の確保

文化複合施設の大ホールは、専門性の高い舞台設備等を有し、かつ、それらの安全・安定的な運用と適切な維持管理が必要なことから、舞台技術運営について専門的な知識を有する経験のある人材を配置することが必要です。また、事業の実施はもちろん、文化芸術と市民をつなぐコーディネーターという専門性が求められるため、運営組織には、ホール施設の運営や文化芸術事業の企画・実施等の経験のある人材を配置することが不可欠です。

柔軟な体制づくり

年末年始以外の定期休館日を設けず、開館時間は9:00～22:00と想定した場合、安全に運営していくための適切な人員配置は10人以上と考えられますが、技術系の一部業務については委託する可能性も考慮し、職員数としては7～10人を見込みます。施設に配置される人材は、固有の専門性を持ちながらも、一方では横断的な業務にも対応できるようにし、専門性に縛られない、柔軟な業務推進体制が必要となります。

【職能と役割】

統括 (館長) 1名	総務系	5名 ^{*1}	庶務や経理、施設の維持管理に関する業務全般を行います。
	事業系		貸館、営業、広報、文化事業の実施、官民協働運営の推進などに関する業務を行います。
	技術系 ^{*2}	1～4名 ^{*3}	舞台技術に関する業務全般を担います。

*1：公演事業を行う場合、レセプションが必要となりますが、想定される人員数には含めないものとします。

*2：技術系職員は施設提供事業において主に技術的指導を行います。（舞台機構設備の全ての操作を実施）

*3：技術系の業務については、委託の可能性も考慮した職員数の見込みです。

第5章 施設管理計画 (P.24~26)

施設の維持管理

【施設維持管理の概要】

施設や設備が備える機能を、安全で安定的に機能し続けられるよう維持して行くとともに、竣工時の美観を堅持していくためにも、建物や設備の引き渡しを受けた直後から適切な維持管理を実施していくことが重要です。

【中長期的な更新計画、改修計画策定】

文化複合施設は、築後半世紀以上の長期にわたり利用することが想定される施設です。そのため建築物の企画設計から建設、運用、解体再利用までの長期を前提とした管理計画を踏まえた「ライフサイクルマネジメント」の考え方に則り維持管理計画を行っていく必要があります。

日常的な施設維持管理計画を通して、中長期的な施設の補修や改修、設備の更新などを事前に顕在化していくことで必要経費の確保や更新及び改修実施の意思決定を円滑に進めていくことが望まれます。

危機管理・リスクマネジメント

【安全対策の必要性】

文化複合施設は、延床面積6,956㎡（予定）となる大規模施設であるとともに、不特定多数の市民や利用者でにぎわうことが期待される施設です。そのため様々な危険因子が想定されるとともに、非常時には、災害対策の支援施設としての機能も期待されていることから、施設の安全対策については、十分に検討していく必要があります。

危険因子等を想定し、各種マニュアルを備えるとともに、研修や訓練を実施し対応していきます。

■想定される危険因子

- 一時的に不特定多数の集客を目的とするホール機能を有する施設である。
- 長時間開館している施設であることに加え、様々な利用目的の来館者が混在する施設である。
- 高齢者、子供、障害を持つ方などにも常に解放されている施設である。

第6章 収支計画 (P.27~30)

収支計画の考え方・前提条件

文化複合施設の収支については、運営にかかる支出が、収入よりも大きくなるため、四万十市は一定の経費を支出します。四万十市の支出から使用料金収入を除いた額が、四万十市の実質的な負担となります。

支出において、維持管理費は施設がある限り継続的に発生する経費です。一方、事業費・人件費は、内容により見直しが可能な経費です。しかし、事業や運営こそが、文化複合施設を文化芸術・生涯学習等による地域の活性化やまちづくり、ひとづくりの拠点とし、にぎわいが生まれ、まちが活性化するために大切な“市の文化投資”となります。そのことを踏まえ、事業費・人件費と事業収入のバランスに配慮して収支計画を検討します。

[試算にあたっての前提条件] ※第2章 年間事業計画に示す事業を実施

■施設面積：6,956㎡（予定） ■休館日：12/29～1/3
■開館時間：9:00～22:00 ■職員数：7～10名程度

運営にかかる支出	運営による収入
事業費（事業支出） 事業実施にかかる経費	事業収入（チケット代、参加料、助成金など）
人件費 事業や維持管理にかかる人件費	その他収入（自動販売機など）
維持管理費 維持管理にかかる経費 (光熱水費、清掃費、警備費、設備保守等) 事業費、その他経費（保険料等）	使用料金収入 貸館による収入（※市の歳入）

(※市の実質的な負担)

四万十市の支出

※ 運営母体を指定管理者とし、使用料金制での運営を想定した場合。

収支想定と今後の課題

年間の収支を試算すると、市の負担は、年間1億4,800～1億6,000万円程度が見込まれます。

施設の管理運営費は恒常的な必要経費ですが、厳しい財政状況の中においても、文化複合施設の理念を実現できるよう、徹底した経費の縮減に努めることが重要です。また、事業の実施にあたっては、立案の段階から事業効果を見極め、優先順位を定めるなどの計画的な取り組みが必要です。

収入		支出	
事業収入	500万円～1,000万円	事業費(事業支出)	3,000万円～3,500万円
使用料金収入	1,300万円～1,500万円	人件費	5,500万円
		維持管理費*	8,800万円
合計	1,800万円～2,500万円	合計	1億7,300万円～1億7,800万円
収入－支出(差引)			
▲1億4,800万円～1億6,000万円			

* ここで試算した維持管理費には、中長期的に発生する修繕費・改修費は含みません。

第7章 開館準備業務(P.31~35)

プレ事業・開館記念事業

開館後の運営母体を指定管理者とすることを前提に、期間を区切り、実施する内容と役割分担を想定します。

令和5年4月まで	市が主体となり、プレ事業を行う。市民参加に向けた準備、施設整備に関する広報事業や、まちづくりと連携した事業を実施。
令和5年4月～令和6年3月まで	指定管理者に委託し、広報事業（開館前広報）や竣工後の施設を利用したプレ事業（試演会等）を実施。
令和6年4月（開館後）～	開館記念式典は市が主催。開館後1年以内に行う全ての事業を開館記念事業と位置づけ、市と指定管理者で協議・協力し実施。

開館までのスケジュール

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
建設工事	施工者選定	建設工事	竣工	開館
開館準備業務	条例制定	指定管理者選定準備 (募集要項、業務の基準等の案作成)	指定管理者選定	指定管理業務
		指定管理者指定	プレ事業の実施(指定管理者)	
		プレ事業の実施(市)	習熟訓練 (指定管理者)	
		市民参加組織の立ち上げ	★貸館受付開始	

※ 利用規則（第3章）で大小ホールの利用受付は15ヶ月前としています。利用システム構築期間の確保など、円滑な受付体制準備のため、初年度の利用受付は施設竣工後の6ヶ月前からを予定しています。

第8章 その他(P.36)

施設愛称の公募について

施設名称については、基本計画、基本設計でとりまとめた施設の基本理念や考え方を踏まえ、それに相応しい施設の名称を検討し市で決定します。一方で、施設の愛称については、市民をはじめとする多くの利用者に親まれる施設となるよう、広く公募を行い選定することとし、令和4年12月には決定できるよう取り組みを進めます。

[発行・編集]

四万十市 企画広報課
文化複合施設整備推進室
〒787-8501
高知県四万十市
中村大橋通4丁目10番地
TEL：0880-34-1501
FAX：0880-35-0007
<http://www.city.shimanto.lg.jp/>